

福岡県歯科医師会「診療所歯科健診」について

- 実施期間 通年
- 対 象 被保険者、被扶養者（1回/年度）
- 健診料金 無料
- 健診項目

※年齢は、受診年度の満年齢

健診項目		内容
口腔診査・総合評価		歯と歯肉の状態、口腔清掃状態、歯石の付着、その他の所見（歯列咬合、粘膜、顎関節等）、口腔内状態の評価
指導		歯科保健指導【口腔内全般の指導、ブラッシング指導】
オプション （歯科医師が 必要と認めた 場合のみ）	歯面清掃	対象部位：上下顎前歯部（歯肉縁上に限る 歯石除去は除く） 対象年齢：原則、16歳以上※
	フッ素塗布	対象部位：全顎 対象年齢：原則、15歳以下※
	歯ブラシ	—

●歯科健診の受診方法

- ①歯科健診は、福岡県歯科医師会の会員診療所で受診してください。受診される際は、必ず事前に「デンソー健保の歯科健診」と予約をして受診してください。指定の診療所については、福岡県歯科医師会ホームページ（<https://www.fdanet.or.jp/>）でご確認ください。
- ②受診当日は、マイナ保険証または資格証明書と歯科健診票と歯科健診料一括請求書をご持参ください。歯科健診票や歯科健診料一括請求書は、事前に下記保管場所から入手してください。
- ③健診終了後、健診結果として歯科健診票（4枚目）をお渡しします。
- ④治療が必要な場合は、健診当日に治療可能です。ただし、保険診療の自己負担が発生します。治療前に、歯科医師から説明を受けてください。

＜歯科健康票保管場所＞

（株）デンソー九州 経営管理部人事室人事労務課

（株）デンソーソリューション 西日本統括支社業務改革部業務改革2室総務課（九州）

デンソー健康保険組合

☆初めて歯科健診を受診する際は、本用紙をご持参いただくことをお勧めいたします。

【問い合わせ先】デンソー健康保険組合：TEL0566-25-9623 Email: kenpo_jigyoku@jp.denso.com

■福岡県歯科医師会会員の健診歯科医療機関 各位

- 歯ブラシはオプションですが、歯みがき指導時にご使用いただき、ご請求ください。
- 健診終了後、受診者に『歯科健診票4枚目』をお渡しください。
- 歯科健診票1～2枚目と歯科健診料一括請求書を、翌月10日までに郡市区歯科医師会様へご提出ください。
- 健診当日から治療に移行できます。治療する場合には、ご本人に治療すること、治療に伴う負担金が発生することを伝え、必ず了解を得てから治療開始してください。
- 当健診から治療に移行した場合は、1か月以内は、「初診料」の算定はできませんのでご注意ください。